

# 情報提供

那医発第 308 号  
令和 5 年 8 月 16 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 喜納美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 5 年度調査）への協力依頼について」の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

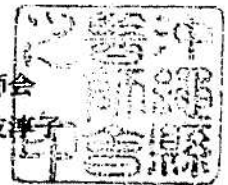
☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 725 号  
令和 5 年 8 月 9 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 浦波 淳子



「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 5 年度調査）への協力依頼について」の送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 5 年度調査）への協力依頼について」の送付についての通知となっております。

介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査につきましては、介護報酬改定による効果の検証・調査研究を行い、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に向け現状を把握する事を目的に平成 24 年度介護報酬改定以降実施されているものとなっております。

今年度の当該調査につきましては、別添のとおり 6 つの調査が実施（調査時期はそれぞれ異なる）されることとなっております。

当該調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものとして、厚生労働省より都道府県および市区町村介護保険担当主管部宛てに当該調査に係る協力依頼が発出されたとの事です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 5 年度調査）への協力依頼について」の送付について

（令和 5 年 8 月 2 日（日医発第 838 号）（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：赤嶺  
TEL：098-888-0087  
FAX：098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp



都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

(公印省略)

「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和 5 年度調査)への  
協力依頼について」の送付について

さて、介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査につきましては、介護報酬改定による効果の検証・調査研究を行い、次期介護保険制度の改正および介護報酬の改定に向け現状を把握することを目的に平成 24 年度介護報酬改定以降実施されているものであり、これまでも貴会に対しご協力のお願いを申し上げてきたところです。

今年度の当該調査につきましては、別添のとおり 6 つの調査が実施(調査時期はそれぞれ異なる)されることとなっております。

当該調査の結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものとして、今般、厚生労働省より都道府県および市区町村介護保険担当主管部宛てに当該調査にかかる協力依頼が発出され、併せて本会宛てに協力依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査は提出期限が過ぎた場合も、引き続きご提出いただくことが可能である旨申し添えます。

(添付資料)

- ・「令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和 5 年度調査)への協力依頼について」の送付について(令 5 年 7 月 21 日 老老発 0718 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長)
- ・令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和 5 年度調査)への協力依頼について(令和 5 年 7 月 21 日 事務連絡 厚生労働省老健局 総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 介護保険最新情報 vol. 1161)
- ・第 213 回介護給付費分科会資料抜粋[参考資料]

以上

老老発0718第1号  
令和5年7月21日

公益社団法人日本医師会会長  
松本 吉郎 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
(令和5年度調査)への協力依頼について」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力頂きまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添の事務連絡を各都道府県及び各市区町村介護保険担当主管部局、並びに各関係団体宛てに送付いたしますので、その趣旨を御了知いただき、貴会会員に対する御周知方よろしくお願いいたします。

事務連絡  
令和5年7月21日

公益社団法人  
日本医師会 御中

厚生労働省老健局総務課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
(令和5年度調査) への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、令和3年度に引き続き、令和5年度介護報酬改定検証・研究調査を実施しております。

本調査結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

## 記

### 1 添付資料 別紙

「令和5年度介護報酬改定検証・研究調査へのご協力をお願いいたします。」

各都道府県介護保険担当課（室）  
各保険者介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に  
係る調査（令和5年度調査）への協力依頼  
について

計4枚（本紙を除く）

Vol.1161

令和5年7月21日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3961、3960)  
FAX：03-3595-4010

事務連絡  
令和5年7月21日

各都道府県介護保険担当主管部（局）  
各市区町村介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
(令和5年度調査) への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、令和3年度に引き続き、令和5年度介護報酬改定検証・研究調査を実施しております。

本調査結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 添付資料  
別紙

「令和5年度介護報酬改定検証・研究調査へのご協力をお願いいたします。」

事務連絡  
令和5年7月21日

( 別紙 各関係団体 ) 御中

厚生労働省老健局総務課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和3年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査  
(令和5年度調査) への協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的に、令和3年度に引き続き、令和5年度介護報酬改定検証・研究調査を実施しております。

本調査結果は、社会保障審議会介護給付費分科会等における今後の議論のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴管内の介護保険施設・事業所に対し、調査への協力について周知いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 添付資料

別紙

「令和5年度介護報酬改定検証・研究調査へのご協力をお願いいたします。」

## ご協力をお願いいたします。

本調査は、令和3年度の介護報酬改定に係る効果検証・研究を行うために実施するもので、調査結果は次期介護報酬改定の検討のための基礎資料として活用される大変重要なものです。

令和5年度は以下に記載する6つの調査研究事業を行うこととしておりますので、各実施主体より調査票が届きましたら、回答にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握およびICTの活用状況に関する調査研究事業

調査票発出日 7月24日 提出期限 8月25日

実施主体：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

### 2 介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業

調査票発出日 7月4日 提出期限 7月24日

実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

### 3 個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業

調査票発出日 7月11日 提出期限 8月11日

実施主体：株式会社日本総合研究所

### 4 LIFEの活用状況の把握およびADL維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業

調査票発出日 7月18日 提出期限 8月14日

実施主体：株式会社三菱総合研究所

### 5 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業

調査票発出日 7月下旬 提出期限 8月上旬

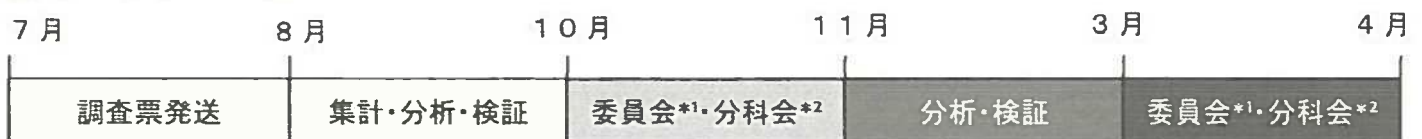
実施主体：株式会社三菱総合研究所

### 6 認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業

調査票発出日 7月24日 提出期限 8月31日

実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

#### 今後のスケジュール



\*1 委員会：介護報酬改定検証・研究委員会

\*2 八科会、社会福祉協議会、介護給付費八科会

① 改定に向けた情報提供と報告

② 各調査の最終結果の報告



**令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る  
調査（令和 5 年度調査）の実施内容について（案）**

介護報酬改定検証・研究委員会委員及び委員長に確認いただいた結果を踏まえ、令和 3 年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和 5 年度調査）については、以下の内容により実施してはどうか。

**1. 目的**

「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえて、令和 3 年度の介護報酬改定の効果検証や、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的とする。

**2. 調査項目**

以下に掲げる 6 項目について、令和 5 年度に調査を実施する。

- (1) 介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握および ICT の活用状況に関する調査研究事業（別紙 1）
- (2) 介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する調査研究事業（別紙 2）
- (3) 個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業（別紙 3）
- (4) LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する調査研究事業（別紙 4）
- (5) 認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討に関する調査研究事業（別紙 5）
- (6) 認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業（別紙 6）

※ 別紙 1～6 は現時点での素案であり、今後、調査の具体化により変更があり得る。

介護サービス事業者における業務継続に向けた取組状況の把握  
および ICT の活用状況に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の各種取組が、3年間の経過措置期間を設けた上で義務付けられたところである。また、同改定において、運営基準や加算の要件等で実施が求められている各種会議等について、感染防止や多職種連携推進の観点から、ICTを活用しての実施を認めることとした。

本調査は、介護サービス事業者に対し、感染症や災害発生時の業務継続に向けた取組状況について、また、各種会議等における ICT 活用状況についての実態把握を目的に行う。その上で、令和3年度改定の効果検証を行うとともに、感染症や災害への更なる対応力強化や各種会議等における ICT の更なる活用に向けた検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

- ・ 介護サービス事業者（施設系サービス、通所系サービスなど全てのサービス種別）
- ・ 指定権者（都道府県・市町村）

3. 主な調査項目

<介護サービス事業者>

- ・ 感染症や災害発生 of それぞれに関して、業務継続計画（BCP）の策定状況、研修や訓練等の実施状況、経過措置期間終了を見据えた課題等
- ・ 各種会議や業務の場面における、ICT の活用状況（会議や業務の内容、頻度など）やその影響等

<都道府県・市町村>

- ・ 介護サービス事業者に対する業務継続計画（BCP）の策定支援の状況や、災害発生時の対応フロー等

□ 本事業は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等のうち、以下の項目に該当

1. 感染症や災害への対応力強化

- ・ 感染症対策や業務継続に向けた取組状況や有効性等の把握、感染症や災害発生時における継続的なサービス提供のための方策の検討

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

- ・ テクノロジー活用による更なる介護現場の生産性向上や各種会議等における ICT の活用状況を踏まえた対応の検討 ※波線部分のみ該当

介護老人保健施設及び介護医療院におけるサービス提供実態等に関する  
調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定では、介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実を行ったところであり、審議報告においては、これらの取組状況を把握した上で、在宅復帰・在宅療養支援機能の促進に向け、更なる検討を行うことが求められている。

また、介護医療院については、サービス提供の実態を把握した上で、円滑な移行の促進と介護保険財政に与える影響の両面から、どのような対応を図ることが適当なのかを検討すべきとされている。

本調査は、介護老人保健施設及び介護医療院の基本情報、施設サービスの実施状況、介護報酬の算定状況、利用者の状態・入退所先等の実態を調査する。その上で、令和3年度介護報酬改定における見直しによる影響の分析等を通じ、令和6年度診療・介護報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

3. 主な調査項目

- ・ 施設の基本情報
- ・ 施設サービスの実施状況
- ・ 施設の各種サービス費・加算等の算定状況
- ・ 利用者の状態
- ・ 利用者の入退所先

□本事業は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等のうち、

以下の項目に該当

2. 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 介護医療院について、加算の効果、移行状況把握、移行促進のための対応の検討

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・ 介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能指標・要件の見直しによる取組状況の把握、推進方策の検討

個室ユニット型施設の整備・運営状況に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定では、個室ユニット型施設の1ユニットの定員を、実態を勘案した職員配置に努めることを求めつつ、「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」としたほか、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能としたところ。また、新たなユニットを整備する施設において、ケアの質が維持され、職員の過度な負担につながらぬよう、当該ユニットの整備・運営状況を定期的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証し、必要な見直しなどの対応を検討すべきとされている。

本調査は、1ユニットの定員が10人を超えるものも含めたユニット型施設について、地域における整備状況やケアの提供体制を含めた運営状況、従来型施設と併設する場合の職員の兼務の活用状況、ユニットケア研修等に関する実態把握を行い、検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

- ・ 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）等
- ・ 都道府県・市町村
- ・ ユニットケア研修受託団体（ヒアリングのみ）

3. 主な調査項目

（介護保険施設）

- ・ （日中及び夜間の）職員配置、業務内容、人材育成・定着の方法などサービスの提供体制に関する状況
- ・ 入浴・食事等のケアの提供状況
- ・ ユニットリーダーの配置、ユニットケア研修の受講状況
- ・ 従来型とユニット型を併設する際の職員の兼務の活用状況、活用による効果や運用に当たっての課題
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染防止策の取組状況 等

（都道府県・市町村）

- ・ 1ユニットの定員に係る規定（条例等）の現状
- ・ ユニット型施設の整備・公募の方針、整備補助・支援・指導の状況
- ・ 実地研修施設確保など、円滑なユニットケア研修に向けた取組 等

本事業は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等のうち、

以下の項目に該当

2. 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 個室ユニット型施設の整備・運営状況の定期的把握

LIFE の活用状況の把握および ADL 維持等加算の拡充の影響に関する  
調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、LIFE へのデータ提出とフィードバックの活用による PDCA サイクルの推進により、ケアの質の向上を図るため、事業所単位での取組や、利用者ごとの個別の課題に対応した利用者単位の取組に対する評価を創設した。

本調査は、令和5年度の調査時点で LIFE を導入している事業所に対し、引き続き令和3年度から開始された LIFE の入力にかかる課題等に関するモニタリングを行うとともに、さらなる LIFE の活用に向けた検討を行う。具体的には、令和5年度に各事業所、各利用者にフィードバックされる内容の利活用状況や課題の把握を行うとともに、多職種連携（特にリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養等）の促進やその効果の測定に資する内容になっているか等、について検証を行う。加えて、令和3年度介護報酬改定で拡充された ADL 維持等加算の実態把握も行う。

また、導入していない事業所については、未導入の理由などについて引き続き調査を行う。

2. 調査客体

- ・ 施設系・通所系・多機能系・居住系サービス
- ・ 訪問系サービス（訪問リハビリテーション）

3. 主な調査項目

- ・ LIFE を活用した加算の算定状況や導入の課題、入力負担等の実態把握
- ・ LIFE の多職種連携（特にリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養等）への活用状況及び課題等の検討
- ・ LIFE 未導入事業所についての実態把握

□本事業は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等のうち、

以下の項目に該当

3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

- ・ LIFE を活用したリハビリ・機能訓練、口腔、栄養など多職種が連携した取組の実施状況や効果等について検証、推進方策の検討
- ・ ADL 維持等加算の拡充による影響について検証、必要な対応を検討

認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、  
必要な対応の検討に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持した上で、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとしたところ。

本調査は、当該改定が夜間のサービス提供等にどのような影響を与えたか等について調査し、また、3ユニット2人夜勤体制を導入している事業所等に対し、効果実証を実施する。

これらの結果から得られたデータの分析等を行い、次期介護報酬改定の検討に資する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査客体

【アンケート調査】

- ・ 3ユニットの認知症対応型共同生活介護事業所（800事業所程度）

【効果実証】

- ・ 3ユニット2人夜勤を導入している認知症対応型共同生活介護事業所（10事業所程度を想定）
- ・ その他の認知症対応型共同生活介護事業所（30事業所程度を想定）

3. 主な調査項目

【アンケート調査】

○ 事業所調査

- ・ 事業所の基本情報（夜勤の実施体制・安全対策、事業所の構造等含む）
- ・ 3ユニット2人夜勤の実施状況、その効果と課題（事業所運営・収支への影響等含む）

【効果実証】

○ タイムスタディ調査

① 3ユニット2人夜勤導入事業所

3ユニット2人夜勤導入前後の夜間帯の業務内容を時間帯別に記録

② その他の事業所

次の内容を実施し、それぞれ夜間帯の業務内容を時間帯別に記録、現行の人員配置基準を満たした上で、実証的に検証するもの。

- (1) 現行の3ユニット2人夜勤を導入

(2) ICT等を活用し、構造に関する要件によらず3ユニット2人夜勤を導入

(3) 2ユニット1人夜勤を導入

○ ヒアリング調査

タイムスタディ調査の対象事業所について、3ユニット2人夜勤等の導入前後の職員の業務状況や利用者の満足度を聴取

□本事業は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等のうち、

以下の項目に該当

4. 介護人材の確保・介護現場の革新

・認知症グループホームの例外的な夜勤職員体制の取扱いの施行後の状況把握・検証、必要な対応の検討

認知症介護基礎研修受講義務付けの効果に関する調査研究事業

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定において、介護現場の認知症対応力を向上させるため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じることが介護サービス事業者に義務付けられた(3年間の経過措置期間を経て令和6年4月に完全施行)。

本調査は、受講状況などの現状を把握するとともに、認知症介護基礎研修の受講義務付けに伴う認知症チームケア等への効果を検証することを目的とする。

2. 調査客体

○研修実施者(都道府県等)

○主要な介護サービス事業所 ※無資格者がいないサービス除く

- ・ 管理者(またはチームリーダー、ユニットリーダーなどの指導的職員)
- ・ 認知症介護基礎研修修了者

3. 主な調査項目

(研修実施者(都道府県等))

○基本情報

- ・ 介護サービス種別、法人種別、定員、職員数 等
- ・ 受講状況(対象職員のうち修了者の割合 等)

(施設管理者)

○受講させたことによる効果

- ・ 施設におけるケア体制等への影響
- ・ 利用者に対するケアへの影響や変化
- ・ 修了者のケアに対する姿勢への影響や変化 等

○受講させるに当たって課題と感じたこと(費用や時間等)

(研修修了者)

○受講後のケアや接し方の変化

- ・ 自身の認知症の方に対する考え方の変化
- ・ 利用者へのケアやコミュニケーションのあり方への影響や変化
- ・ 家族対応のあり方の変化 等

○受講に当たって課題と感じたこと(費用や時間等)

本事業は「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題等のうち、

以下の項目に該当

2. 地域包括ケアシステムの推進

- ・ 認知症の行動・心理症状への対応や、中核症状を含めた評価の方策の検討、認知症介護研修の義務づけに関する効果検証 ※波線部分のみ該当